平成２４年度（２０１２年度）
北区中小企業融資あっせんのご案内

北区では、中小企業者が事業運営に必要な資金を低利で活用できるよう、取扱金融機関に**融資のあっせん**をしています。

City of Kita

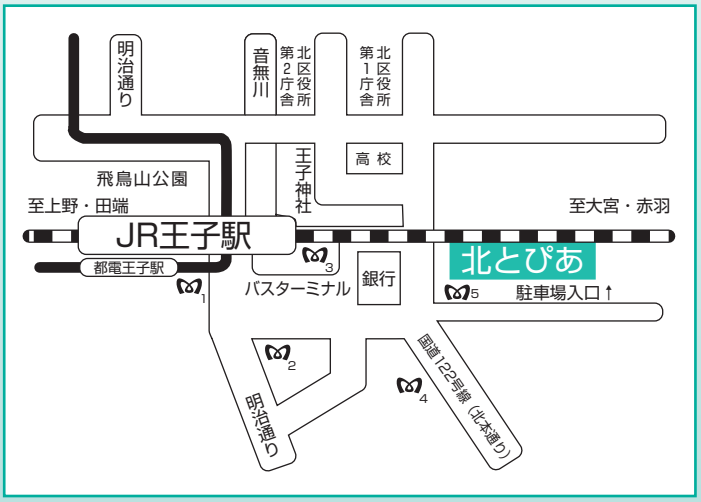

JR王子駅北口より徒歩2分／東京メトロ南北線王子駅5番出口直結

北区産業振興課経営支援係

北区王子1−11−1　北とぴあ11階
TEL　5390−1237
FAX　5390−1141
ホームページアドレス
http://www.city.kita.tokyo.jp/

刊行物登録番号　23-2-073

ご利用できる方

融資あっせんには、下記の要件全てを備えていることが必要です。（各資金により若干異なります。）

①区内に住所（法人の場合は本店登記〈事業所のみ区内では対象とはなりません〉）を有し、原則として引き続き１年以上同一場所で同一事業を営む**中小企業者**

②前年度の特別区民税・都民税（法人の場合は前期の法人都民税）を完納していること

③東京信用保証協会の保証対象業種であること（一般融資は原則東京信用保証協会の保証承諾が必要となります）

④適切な事業計画と確実な資金計画があること

⑤特別融資は日本政策金融公庫の貸付対象者であること

＊区外在住で、区内のみに事業所がある個人事業者も利用できる場合がありますのでご相談ください。

□ 中小企業者とは

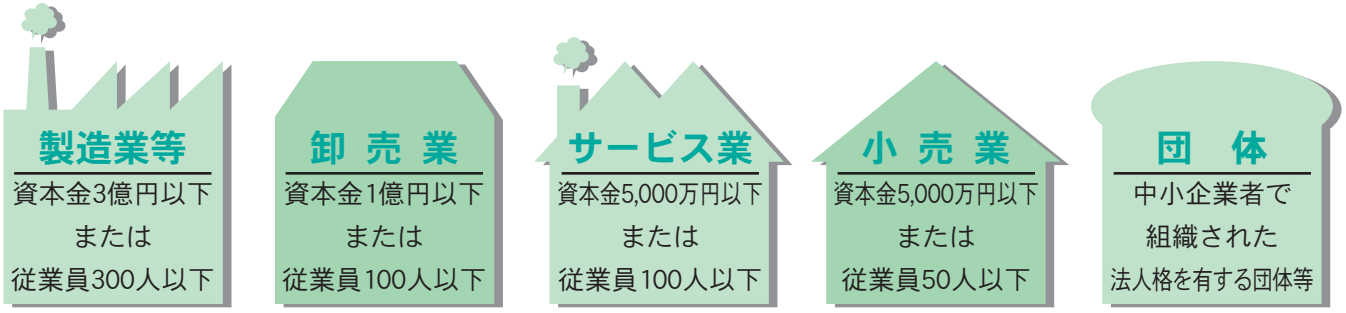

（中小企業基本法第２条による）

＊個人は従業員数のみ、法人は資本金か従業員数のいずれか一方が該当していればよい。
＊経営者、役員、家族従業員は従業員数に入りません。ただし、パート・アルバイトなどは臨時雇いであっても、事業の経営上不可欠な人員は従業員に含みます。

次の場合は北区の融資あっせんが受けられませんので、ご注意ください。

①生活資金・納税資金・住宅資金など事業以外の目的で利用する方

②保証対象にならない業種（農林・漁業、遊興娯楽業のうち風俗関連営業、金融業、学校法人、宗教法人、非営利団体、その他保証協会において不適切と認める業種）を営んでいる方

③信用保証協会の代位弁済を受けた方で保証協会への返済が終了していない方

④借入金の返済を目的としたもの（不況対策借換及び緊急景気対策借換資金を除く）

⑤個人にあっては、収入金額の過半数を当該事業から得ていない方

⑥給与所得者の副業と認められるもの

⑦区と契約をした金融機関に口座開設をしていない方

融資あっせん内容

1　資 金 使 途

運　転　資　金

☆商品、原材料の仕入れ及び外注費
☆人件費支払
☆店舗の賃借料　等

借入金返済のための資金、税金支払のための資金、生活資金は対象外

設　備　資　金

☆機械、器具、装置、備品の購入
☆店舗、工場、事務所等の新築・増改築
☆店舗・事務所の敷金、礼金、保証金
☆商店街の街路灯、アーチ、アーケードの設置
☆事務用機器、業務用車両
　大型特殊自動車、ショーケース　等

支払済み代金、土地の購入は対象外

設備資金申込時の注意

●あっせん申込金額は、見積書金額内となるため、最終見積書がでた時点であっせん申込みをしてください。
●居宅部分が含まれる事業所（店舗・事務所・工場など）の新築・増改築の場合は、事業所部分のみがあっせん対象となるため、事業所部分と居宅部分の割合がわかる図面などが必要になります。
●業務用車両を購入する場合のあっせん上限額は２００万円となります。
ただし、レジャー仕様及びスポーツカーは業務用車両としては認められません。
●タクシー・ハイヤー業を営む事業者が、業務用車両を購入する場合のあっせん上限額は４００万円となります。
●貨物用車両・大型バス及び業務用特殊車両の購入は融資あっせん限度額までとなります。

2　融資あっせん限度額

●一事業者に対してそれぞれの資金を融資あっせん限度額まであっせんします。なお、限度額は､あっせん融資実行額の合計となります｡**残高ではありません。**（小口零細企業資金は除く）

※小口零細企業資金のあっせん申込み限度額

制度の融資限度額１２５０万から信用保証協会利用合計残高を引いた金額が限度額です。
保証協会利用の融資の残高が６５０万ある場合は、１２５０万－６５０万＝６００万が限度額です。

●一般融資と特別融資の双方にある事業資金・起業家支援資金は、融資あっせん限度額内（例：事業資金の運転資金で、一般融資と特別融資を併せて1,000万円）であれば併用できます。
●不況対策借換資金で１,２００万円の枠をご利用になるには不況対策資金の残高がある場合、その返済が条件となります。なお不況対策資金と併用になる場合は双方合わせて８００万円が上限となります。

※不況対策資金を既に使用している場合の不況対策借換資金のあっせん申込み限度額

既に利用している不況対策資金を返済条件にする､しないで変わります｡下記の例のように考えます｡

例）不況対策資金３００万を借入している場合
返済条件にする→１２００万申込み可
返済条件にしない→（上限が８００万になる。）８００万－３００万＝５００万申込み可

3　返 済 方 法　元金均等返済・一括返済（融資期間６か月以内に限る）

申込みから実行・利子等補給まで

北区

経営アドバイザーの事前相談
（本人の申込みの場合）

①融資あっせん申込み前に、経営アドバイザーの経営相談を実施します。
事前予約できます。☎５３９０－１２３７

↓

あっせん申込み
（金融機関代行可）

②申込書に記入し、必要書類を揃え、産業振興課経営支援係に申込みをしてください。
なお、申込時に信用保証料・利子の補給請求書を提出していただくため、申込時までに借入希望金融機関（P８掲載）の口座を開設してください。

> 下記の資金は経営アドバイザーの診断が必要です。
> 必要書類が揃いましたら、電話予約してください。
> 産業振興課経営支援係　☎5390-1237
> 簡易診断：起業家支援資金・産業活性化支援資金・緊急資金②
> 現地訪問：起業家支援資金・緊急資金①と④(必要に応じて)・経営環境対策資金③

↓

あっせん書交付

③書類確認後、即日あっせん書を交付します。
診断が必要な資金は、診断日から1～2日後に交付します。

↓

金融機関

金融機関に融資申込み

④あっせん書を金融機関に持参し、融資の申込みをしてください。
・原則として信用保証協会に保証委託します。

↓

審　査

⑤金融機関と信用保証協会の審査があります。

↓

融資実行

⑥審査後、融資が実行されます。
・個々の状況により異なりますが、あっせんから実行まで1か月程度かかります。
（ただし、初めて信用保証協会を利用する場合は、１ヵ月半～２ヵ月程度）

↓

結果報告

⑦金融機関から北区に、融資の審査結果が報告されます。

↓

信用保証料・利子一部補給

⑧北区から中小企業者へ、信用保証料と利子の一部を補給します。

□ 連帯保証人について

連帯保証人	一　般　融　資	・個人事業者の場合は、原則として必要ありません。 ・法人の場合は、原則として代表者です。
	特　別　融　資	・個人事業者の場合は、原則として第三者連帯保証人が1名必要です。 ・法人の場合は、原則として代表者と第三者連帯保証人の2名が必要です。 ・連帯保証人を付けられない場合、日本政策金融公庫の定める基準を満たせば無担保無保証人での特例措置が受けられます。 この場合、金利が加算されます。**加算金利については自己負担となります。**

融資実行後について

1　信用保証料の補助と利子補給金の振込み時期

・信用保証料・・・融資実行から約２か月後
・利 子 補 給・・・年４回　４～６月分→８月　７～９月分→11月
　　10～12月分→２月　１～３月分→５月

＊注意：事業環境整備資金③は「車検証のコピー」、起業家支援資金は「開業届のコピー」
緊急資金③は「完了届」提出後、信用保証料の補助及び利子補給金の振込手続きを行います。

2　利率及び保証料補助について

1．利率などは年度途中で変わる場合もありますので、その都度ご確認ください。
2．実際の保証料が平均的保証料よりも低い場合は、実際の支払額の半額または全額を補助します。

3　実行後の注意

1．下記の場合には信用保証料、利子の補給停止となります。
①住所（個人）、本店登記（法人）を北区外に移したとき
②金融機関を変更したとき（同一金融機関で支店変更したときも含む）
③事業の廃止または６か月以上休業したとき
④返済できなくなったとき
⑤申込み内容に偽りがあったとき
⑥一部内入れをしたとき

＊注意：利子補給停止の事由発生後に受けていた利子補給金は、区に戻していただきます。

※返済条件を変更した場合は、利子補給を継続いたします。
なお、詳細については、お問い合わせください。

2．届出
債務者、住所、口座番号などが変わったときは、所定の用紙により速やかに区へ届出してください。
＊注意：届出が遅れますと、一度振込まれた利子補給金を区に戻していただくことがあります。

平成24年度 北区融資制度一覧

保証料補助は平均的保証料を基準に算出します

対象者の基本要件

1．区内に住所（法人にあっては本店登記）を有し、原則として引き続き１年以上同一場所で同一事業を営む中小企業者
2．個人は前年度の特別区民税・都民税、法人の場合は前期の法人都民税を完納していること
3．東京信用保証協会の保証対象業種であること（特別融資は日本政策金融公庫の貸付対象者であること）
4．適切な事業計画と確実な資金計画があること

メニュー名	融資の要件	融資限度額	資金使途 融資期間（以内）	据置期間（以内）	利率（年利）	利子補給	実質利率	信用保証の要・不要	保証料補助
事業資金	基本要件を満たしていること	運転・設備 各1,000万円	運転　5年 設備　8年	6か月	1．9%以内	0．4%	1．5%以内	必要に応じて	半額
特別融資事業資金					公庫の基準金利	公庫基準金利から 実質利率が1．5% になるように補給	1．5%	不要	なし
小口零細企業資金	基本要件を満たしており、次の全ての要件に該当すること ①従業員数が製造業等２０人（卸･小売･サービス業は５人）以下であること ②今回の申込分の融資を含めて保証協会の保証付き融資合計残高が１２５０万円以下であること	1,250万円	運転　7年 設備　7年	6か月	1．8%以内	0．5%	1．3%以内	必要	半額
緊急景気対策借換資金	基本要件を満たしており、次の全ての要件に該当すること　※緊急景気対策借換資金の借換は不可。 ①借入金（保証協会保証付きの北区中小企業一般融資の融資残高をいう）のうち、 原則として２本以上を本融資により借換一本化をすること（条件変更した資金は除く） ただし、原油原材料高騰対策資金及び緊急景気対策資金を借換える場合は１本でも借換することができる ②借換により、月々の返済負担の軽減及び円滑な資金調達が図れること ③返済条件となる全ての融資の元金返済を約定どおり６か月以上継続して行っていること ④借入額は、返済条件となる融資の残高以上で、返済条件となる融資の残高の 1.5 倍以下であること ⑤申込金融機関は、原則返済条件となる融資と同一金融機関で同一支店に限る ⑥原則として返済条件となる融資と申込融資の保証割合は同じものに限る	2,000万円	運転 10年	なし	2．0%以内	1．0%	1．0%以内	必要	なし
不況対策資金	基本要件を満たしており、最近３か月または１年間の売上高が昨年同期と比較して減少していること	800万円	運転　5年	12か月	1．9%以内	実行後１年間は 1．9% ２年目以降 1．5%	実行後１年間は 0% ２年目以降 0．4%以内	必要	半額
不況対策借換資金	不況対策資金の対象者で次の全ての要件に該当すること　※不況対策借換資金の借換は不可。 ①北区中小企業一般融資を本融資により返済すること ②返済条件となる融資の元金返済を約定どおり１年以上継続して行っていること ③借入額は返済条件となる融資の残額以上であること ④申込金融機関は、返済条件となる融資と同一金融機関で同一支店に限る	1,200万円 （不況対策資金との併用になる場合は合計して８００万円が限度額）	運転　7年	なし	1．9%以内	実行後１年間は 1．9% ２年目以降 1．5%	実行後１年間は 0% ２年目以降 0．4%以内	必要	なし
経営環境対策資金	基本要件を満たしており、次のいずれかの要件に該当すること ①信用保険法第２条第４項第１号、２号、５号、のいずれかの認定を受けていること（認定有効期限内） ②信用保険法第２条第４項第７号の認定を受けていること（認定有効期限内） ③大規模小売店舗の出店により影響を受ける地域で小売業を営むもので、その対応に要する資金	800万円 ＊１号認定者は債権額の範囲内	運転　5年 設備　5年 併用　5年	12か月	1．8%以内	1．5%	0．3%以内	必要	①･②半額 ③全額
					1．9%以内		0．4%以内		
産業活性化支援資金	基本要件を満たしており、次のいずれかの要件に該当すること ①北区きらりと光るものづくり顕彰受賞企業（認定日から２年以内） ②新事業促進法による経営革新計画・新事業連携の承認を得ていること ③区内で事業転換・多角化を行うこと ④事業承継を行うのに必要な資金	1,000万円	運転　5年 設備　5年 併用　5年	12か月	1．9%以内	1．5%	0．4%以内	必要に応じて	半額
事業環境整備資金	基本要件を満たしており、次のいずれかの要件に該当すること ①東京都の実施する事業所内託児所補助事業等の補助対象者で事業所内託児所を整備すること ②北区仕事と生活の両立推進企業の認定を受けていること（認定日から３年以内） ③東京都の指定する低公害車を業務用車両として購入する資金	1,000万円	運転　5年 設備　5年	6か月	1．9%以内	1．5%	0．4%以内	必要に応じて	半額
緊急資金	基本要件を満たしており、次のいずれかの要件に該当すること ①区長が指定する災害救助法の適用に至らない災害の被災者 ②他地域の大災害により事業活動に支障をきたしているもの ③公害が発生しているために公的機関からの指導改善勧告をうけており当該事業所があるもの ④その他区長が定めるもの	800万円	運転　5年 設備　5年	12か月	1．9%以内	1．5% ①･②は実行後１年間は 1．9% ２年目以降 1．5%	0．4%以内 ①･②は実行後１年間は 0% ２年目以降 0．4%以内	必要に応じて	全額
起業家支援資金	申込日に事業を営んでいないか事業を始めて１年未満の中小企業者で次の全ての要件に該当すること 既に別法人の代表者となっている場合は対象外 ①区内に住所（法人にあっては本店登記）及び主たる事業所を有すること （ただし、北区起業家セミナー修了者又は、北区ネスト赤羽入居者は、いずれか一方があればよい） ②前年度の個人住民税を完納していること ③保証協会の保証対象業種であること（特別融資については日本政策金融公庫の貸付対象であること） ④開業前の場合、自己資金が開業資金の２分の１程度あること	800万円	運転　5年 設備　5年 併用　5年	6か月	1．8%以内	1．5%	0．3%以内	必要に応じて	半額
特別融資 起業家支援資金					公庫の基準金利	公庫基準金利から 実質利率が0．3% になるように補給	0．3%	不要	なし
団体事業資金	次の要件を満たす事業協同組合、商店街振興組合等の団体 ①主たる事務所が区内に所在し、構成員の２分の１以上が区内に事業所を有する中小企業者 ②構成員の３分の２以上が保証協会の保証対象事業を営む団体 ③前期の法人都民税（任意団体にあっては、代表者の特別区民税・都民税）を完納していること	2,000万円 （１億円） （　）内は商店街振興組合	運転　3年（5年） 転貸　3年（5年）	2か月	1．9%以内	0．4%	1．5%以内	不要	なし
			共同　5年	6か月	1．9%以内	1．3% （1．7%）	0．6%以内 （0．2%以内）	必要に応じて	なし
夏季･年末資金	基本要件を満たしており、一時的に必要な資金であること 夏季資金の申込期間　平成24年 6 月15日から 7 月31日まで 年末資金の申込期間　平成24年10月15日から11月30日まで	500万円	運転　1年	3か月	1．6%以内	1．3%	0．3%以内	必要に応じて	全額

必　要　書　類

共通のもの

	個　人	法　人
1	北区融資あっせん申込書（各資金区所定の用紙）	あっせん申込書は複写式のため、インターネットではダウンロードできません。経営支援係で配付しています。
2	利子補給請求書（区所定の用紙）	
3	信用保証料請求書（区所定の用紙）	
4	最新の所得税確定申告書のコピー （税務署受付印、青色申告決算書・収支内訳書等付属書類のあるもの）	最新の法人税確定申告書・決算書のコピー ・税務署受付印のあるもの ・法人事業概況説明書 ・最新の決算報告書 （勘定科目等の付属書類は不要）
5	平成23年度（22年度中の所得に対する）**特別区民税・都民税の納税証明書**　※非課税の方は非課税証明書	前期分の**法人都民税の納税証明書**　※都税事務所発行
6	見積書コピー（設備資金のみ）　※発行から3か月以内、かつ有効期限内のもの　※発行先の社印が押してあるもの	
7	その他区長が必要と認めるもののコピー	

緊急景気対策借換資金

1	返済計画書	2	中小企業信用保険法第２条４項５号規定の認定書（持っている方のみ）

不況対策資金・不況対策借換資金

1	売上高計算書	2	売上高の減少が確認できる書類（決算書、試算表、売上台帳等　メモは不可） ※1年比較の場合は申込時期と決算期が合致する場合のみ決算書でも可

経営環境対策資金

① ②	1	中小企業信用保険法の認定書のコピー	③	1	大規模小売店舗等対策資金計画書

産業活性化支援資金

①	北区きらりと光るものづくり顕彰受賞申告書	②	経営革新計画承認書又は新事業連携認定書のコピー
③	事業転換・多角化計画書	④	事業承継計画書（区所定の用紙）及び事業譲渡契約書

事業環境整備資金

①	1	事業概要及び事業計画書 （都の助成を利用する場合、都の受付印が必要）	2	労働局長発行の認定決定通知のコピー	3	当該助成金支給決定通知のコピー（決定後提出）
②	1	北区仕事と生活の両立推進企業の認定書のコピー				
③	1	見積書及びカタログのコピー	2	車検証のコピー（購入後提出）		

緊急資金

①	り災証明書等のコピー	③	公的機関発行の指導・改善勧告書など

起業家支援資金

1	開業計画書（区所定の用紙）	2	自己資金の確認できるもの（開業前の場合）
3	法人は登記事項全部証明書のコピー	4	開業届のコピー（開業前の場合、開業後提出願います）

団体事業資金

1	総会議事録及び決算書のコピー（借入金の議決をしているもの）	2	事業計画書・事業報告書・返済計画書のコピー
3	定款等のコピー（任意団体は会則及び代表者の印鑑証明）	4	見積書・図面のコピー（共同施設資金の場合）
5	転貸一覧表（転貸資金の場合）		

申請に必要な書類一覧を提示しますが、各資金及びお客様により若干取り扱いがかわることがあります。
詳細等については経営支援係までご確認ください。

一般融資でご利用いただける金融機関

取扱金融機関名		所在地	電話番号
朝日信用金庫	西巣鴨支店	滝野川6-3-1	3916-5241
	神明支店	文京区本駒込5-73-10	5685-5011
	西尾久支店	荒川区西尾久2-30-1	3810-0111
	東尾久支店	荒川区荒川5-31-7	3895-2222
東京シティ信用金庫	赤羽支店	志茂2-33-14	3902-4371
	東王子支店	豊島3-19-4	3912-3221
東京東信用金庫	滝野川支店	滝野川1-48-1	3917-8131
	尾久支店	荒川区東尾久4-4-15	3894-4131
城北信用金庫	王子営業部	豊島1-10-10	3913-1151
	赤羽支店	赤羽2-1-9	3902-1151
	十条支店	十条仲原3-13-1	3907-1151
	巣鴨支店	豊島区西巣鴨1-12-1	3915-1151
	東十条支店	東十条3-15-13	3927-1161
	駒込支店	中里2-21-3	3940-1151
	浮間支店	浮間3-18-6	3965-1151
	赤羽西口支店	赤羽西1-40-5	5993-1251
	尾久中央支店	荒川区西尾久3-8-1	3893-8121
	梶原支店	堀船3-31-9	3914-5611
	尾久駅前支店	昭和町2-8-1	3894-4141
	東尾久支店	荒川区東尾久2-37-18	3895-3711
滝野川信用金庫	本店	田端新町3-25-2	3893-6151
	西ヶ原支店	西ヶ原2-45-12	3910-3911
	田端支店	田端1-13-11	3828-6211
	東十条支店	東十条5-5-10	3902-1191
	赤羽支店	赤羽西1-35-9	3900-7111
	浮間支店	浮間4-13-1	3967-6241
巣鴨信用金庫	王子支店	王子1-22-15	3927-6111
	板橋駅前支店	板橋区板橋1-42-18（巣鴨信用金庫板橋支店内）	3961-1601
	駒込支店	豊島区駒込3-3-20	3918-1201
	本店	豊島区巣鴨2-10-2	3918-1132
	板橋支店	板橋区板橋1-42-18	3961-1601
	志村支店	板橋区小豆沢1-13-8	3960-2131
	板橋本町支店	板橋区板橋1-42-18（巣鴨信用金庫板橋支店内）	3961-1601
	西日暮里支店	荒川区西日暮里5-34-4	3802-2111

取扱金融機関名		所在地	電話番号
全東栄信用組合	十条支店	上十条3-15-2	3908-6111
中ノ郷信用組合	滝野川支店	滝野川5-7-5	3916-3551
大東京信用組合	十条支店	上十条2-31-1	3907-5111
第一勧業信用組合	東十条支店	東十条3-13-10	3913-7151
	尾久支店	荒川区西尾久1-21-15	3893-7205
みずほ銀行	王子支店	王子1-10-17	3912-2231
	赤羽支店	赤羽1-7-8	3903-1131
	大塚支店	豊島区北大塚2-13-1	3940-1411
	尾久支店	田端新町2-26-1	3802-5131
	動坂支店	文京区千駄木4-7-8	3821-2171
	板橋支店	板橋区本町36-7	3962-5111
三菱東京UFJ銀行	王子支店	王子1-10-18	3911-3921
	王子駅前支店	王子1-10-18（王子支店内）	3914-3811
	赤羽支店	赤羽1-9-6（赤羽駅前支店内）	3598-3801
	赤羽駅前支店	赤羽1-9-6	3901-5121
	滝野川支店	滝野川6-1-1	3916-3511
	新板橋支店	板橋区板橋4-11-1	3961-1631
	三河島支店	荒川区東日暮里3-46-7（日暮里支店内）	3891-8151
	駒込支店	豊島区駒込2-3-1	3910-1111
りそな銀行	王子支店	王子1-16-1	3911-0131
	日暮里支店	荒川区西日暮里2-29-3	3891-5161
東京都民銀行	王子支店	王子2-13-5	3912-2131
三井住友銀行	王子支店	王子1-16-2	3911-5141
	赤羽支店	赤羽2-1-15	3901-3104
	板橋支店	板橋区大山東町46-7	3961-4781
	志村支店	板橋区蓮沼町19-5	3960-4201
東日本銀行	東十条支店	東十条4-8-12	3919-0126
	板橋駅前支店	滝野川7-3-2-101	3940-7611
	駒込支店	豊島区駒込6-34-7	3576-8641
	尾久支店	荒川区西尾久3-21-3	3893-6411
八千代銀行	滝野川支店	滝野川3-1-1	3918-5187
	板橋支店	板橋区板橋1-17-1	3963-3681
阿波銀行	東京城北支店	北区王子2-30-3（ニッセイ王子ビル2F）	3927-1051
商工組合中央金庫	池袋支店	豊島区南池袋1-21-10	3988-6311

平成24年４月１日現在

特別融資でご利用いただける金融機関

取扱金融機関名		所在地	電話番号
日本政策金融公庫国民生活事業	板橋支店	板橋区氷川町39-2（板橋法人会館）	3964-1811
	上野支店	台東区東上野2-18-10（日本生命上野ビル）	3835-1392

信用保証協会について

信用保証協会とは、中小企業者が金融機関から事業資金の融資を受ける場合に、その信用を保証することにより借り入れを容易にし、事業の健全な発展を支援するための公的機関です。
保証にあたっては、経営者の人物・資金使途・返済能力・決算書などを総合的に判断して決定します。
信用保証協会を利用して保証を受ける場合は、保証内容に応じた信用保証料が必要になります。
詳しくは、下記の支店までお問い合わせください。

東京信用保証協会　上野支店

〒111−0041　台東区元浅草2−6−7（マタイビル5階）
☎3847−3171(代) http://www.cgc-tokyo.or.jp/

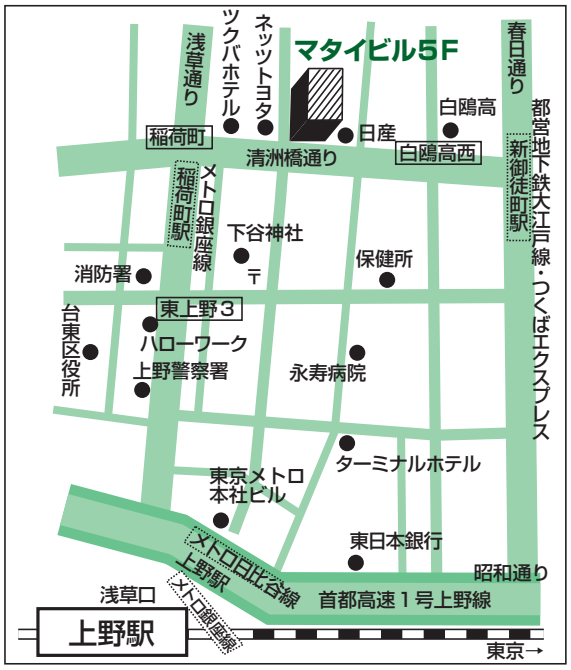

担当地域／文京・台東・北
【アクセス】
JR 上野駅 入谷改札口から徒歩 15 分
東京メトロ銀座線 稲荷町駅から徒歩 2 分
都営大江戸線・つくばエキスプレス 新御徒町駅から徒歩 10 分

創 業 ア シ ス ト プ ラ ザ

〒104−8470　中央区八重洲2−6−17（東京保証協会本店3階）
☎3272−2279(代) http://www.cgc-tokyo.or.jp/assistplaza/

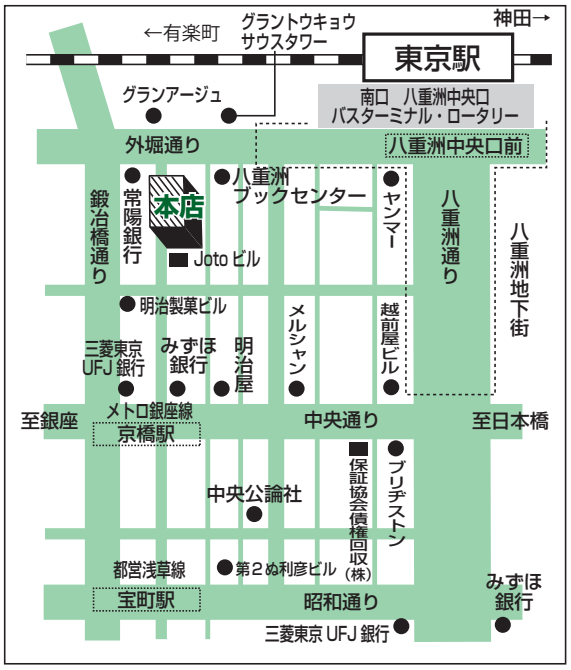

担当地域／ 23 区及び島嶼
【アクセス】
JR 東京駅 八重洲南口から徒歩 7 分
東京メトロ銀座線 京橋駅 明治屋側出口から徒歩 3 分
都営地下鉄浅草線 宝町駅 A 5 出口から徒歩 10 分

その他の融資相談窓口

相　談　窓　口	所　在　地	電話番号	内　容
東京都産業労働局 金融部 金融課 http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/	〒163−8001 新宿区西新宿 2 − 8 − 1 都庁第一本庁舎29階北側	5320−4877	東京都制度融資に関すること
日本政策金融公庫（中小企業事業）池袋支店 http://www.c.jfc.go.jp/	〒170−0013 豊島区東池袋 1 −24− 1 ニッセイ池袋ビル	3986−1261	中小企業者に対する事業資金の融資に関すること
東京商工会議所　北支部 http://www.tokyo-cci.or.jp/kita/	〒114−8503 北区王子 1 −11− 1 北とぴあ12階	3913−3000	経営相談（経営法律、税金など）マル経融資に関すること

融資あっせん申込などに必要な証明書について

●法人都民税納税証明書

名　　称	所　在　地	電　話　番　号
北　都　税　事　務　所	北区中十条1－7－8	3908－1171(代)
荒　川　都　税　事　務　所	荒川区西日暮里2－25－1	3802－8111(代)

●特別区民税・都民税納税証明書

名　　称	所　在　地	電　話　番　号
北区役所税務課税務係	北区王子本町1－15－22 区役所第1庁舎2階	3908－1114
王　子　区　民　事　務　所	北区王子本町1－2－11 区役所第2庁舎1階	3908－8745
赤　羽　区　民　事　務　所	北区赤羽1－67－62	3901－2693
滝　野　川　区　民　事　務　所	北区西ヶ原1－23－3 滝野川会館1階	3910－0141

●法人税などの納税証明書（その1～4）

名　　称	所　在　地	電　話　番　号
王　子　税　務　署	北区王子3－22－15	3913－6211(代)

●履歴事項全部証明書

名　　称	所　在　地	電　話　番　号
東京法務局北出張所	北区王子6－2－66	3912－2608

官公署案内図（北とぴあ周辺）

経営・開業相談のご案内

専門のアドバイザーが常駐し、各種ご相談をお受けします（事前電話予約制）

○ 開業に関すること

個人事業主と法人の違い、事業計画書の書き方、融資に関する相談　…等

○ 経営に関すること

経営全般に関する悩みごと、財務に関すること、ホームページの作り方、融資相談　…等

○ 専門的な相談

人事労務、賃金制度、助成金相談、地域活性化計画支援、事業再生支援、国際化支援　…等

相談日時　月～金曜日　午前１０時半～正午、もしくは午後１時～４時の間の１時間
相談場所　産業振興課経営相談室（北とぴあ１１階）

出張相談のご案内

事業の都合により平日の相談が難しい方、販促やホームページ作成支援など現地の状態を見ながらの指導が望ましい場合は、専門家が店舗まで出張します。詳細については問合せください。

対　象　原則として区内中小企業者
相談時間　１回３時間以内　※日時については別途調整します。
派遣回数　経営指導：１企業３回まで　ホームページ作成支援：１企業５回まで

公社専門家派遣事業利用補助金のご案内

（公財）東京都中小企業振興公社で実施している「専門家派遣事業」利用の際の負担の一部を補助します。詳細については問合せください。

対　象　原則として区内中小企業者
補 助 額　派遣１回あたり、１１，２００円を年度４回まで
申 請 枠　２０件（先着順）

予約・問合せ先

北区役所産業振興課経営支援係

北区王子１－１１－１　北とぴあ１１階

☎ 03－5390－1237